

令和５年度自家用電気工作物にかかる立入検査結果について
(電気保安法人)

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

近畿支部管内の自家用電気工作物に対して電気事業法第１０７条第４項の規定に基づき、実施した立入検査の結果は以下のとおりです。

１．検査の目的

電気保安法人の法令遵守状況又は、「主任技術者制度の解釈及び運用」に規定する組織マネジメントが十分機能しているか確認することを目的とする。

２．対象となる立入検査場所の選定理由および件数

電気保安法人の法令遵守状況、組織マネジメント実施状況を勘案し、立入検査の実施が必要と認められるもの

< ２件（昨年度の報告徴収によるフォローアップのための立入検査を除く） >

３．立入検査実施内容

- (１) 電気事業法施行規則第５２条第２項又は第３項の承認を受けた者にあつては、電気事業法施行規則第５２条の２及び第５３条で定める要件への適合状況
- (２) 主任技術者にあつては、電気事業法第４３条第４項の職務状況

４．立入検査結果（指摘・指示事項）

保安管理業務を遂行するための体制（法人のマネジメントシステム）

- 管理者が保安管理業務の主たる役割を適正に実施していない
- 保安業務担当者が担当事業場の点検を実施していない
- 保安業務従事者証を発行していない
- 保安管理業務マネジメント規程を変更していない